

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年6月20日～2019年7月3日)

令和元年(2019年)7月5日

H E A D L I N E S	
政治 ドゥダ大統領による刑法改正案の憲法法廷送付 チャプトヴィチ外相, ドイツを訪問 欧州司法裁判所, 最高裁判事の退官年齢引き下げをEU法違反と判示 ブワシュチャク国防相, NATO国防相会合に出席 秋篠宮皇嗣同妃両殿下, ポーランドを御訪問 モラヴィエツキ首相, V4首脳会合に出席 モラヴィエツキ首相, 次期EU首脳人事に関する臨時欧州理事会に出席 ポーランド軍が主導するV4・EU戦闘群が始動 チャプトヴィチ外相のカナダ訪問 コパチ元首相の欧州議会副議長選出	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもご相談。</p>
治安等 ポーランド・リトアニア国境での不法移民の拘束 ウツキエ県でのフーリガンの大量摘発 公安庁によるインターネット規制に関する情報開示請求 出入国管理における生体認証の利用拡大に向けた動き 空港での自動出入国ゲート運用状況 ワルシャワでの歩行者死亡事故の増加 ワルシャワにおける違法薬物密輸業者の摘発 アダモヴィチ・前グダンスク市長刺殺事件に関する動き	
経済 ポーランド, EUの次期産業政策への提案を発表 ムーディーズによるポーランド経済見通し 5月のM3マネーサプライ 5月の失業率 6月の購買担当者景気指数(PMI) 公共調達法改定に係る動向 5Gの試験的運用に係る動向 EUの新たな産業政策を提案 ユーロ圏経済における経済失速の懸念 米中貿易戦争に関するポーランドへの経済的影響 5G関連動向 電気自動車関連動向	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

ドゥダ大統領による刑法改正案の憲法法廷送付【6月28日】

28日、ドゥダ大統領は、カトリック教会での児童の性的虐待をめぐる世論の高まりを受けて国会で採択された、児童の性的虐待に対する厳罰化を規定する刑法改正案について、署名を保留して憲法法廷に送付する決定を下した。大統領府のプレスリリースによ

ると、同改正案が下院にて2日間で採択されたことを念頭に、刑法の今次改正過程は憲法の定める立法プロセスの基準に沿うかにつき深刻な疑義を生じさせるものであり、立法手続きの過程を分析することが憲法法廷への送付を決めた理由であるとしている。

外交・安全保障

チャプトヴィチ外相、ドイツを訪問【6月18日】

6月18日、チャプトヴィチ外相はベルリンのフンボルト大学で講演を行い、ロシアによるクリミア半島併合や軍備近代化等のような国際政治における武力使用への注意を促した他、EUの将来におけるポーランド・ドイツ関係の重要性を強調した。

ンに参加され、能公演にはドゥダ大統領、レセプションにはグリンスキ副首相(モラヴィエツキ首相の代理出席)も出席された。

モラヴィエツキ首相、V4首脳会合に出席【6月29日】

6月29日、モラヴィエツキ首相はプラハを訪問し、ヴィシェグラード・グループ(V4)首脳会合に出席し、翌30日より行われる臨時欧州理事会における次期EU首脳人事等について協議した。

欧州司法裁判所、最高裁判事の退官年齢引き下げをEU法違反と判示【6月24日】

6月24日、欧州司法裁判所は、昨年4月に施行され最高裁判事の退官年齢を70歳から65歳に引き下げた最高裁判所法はEU法に反するとの判決を公表した。欧州委員会は昨年10月に、同問題を欧州司法裁判所に提訴し、同12月、ドゥダ大統領は、退官年齢を70歳に戻す同法の再改正案に署名する等の是正措置を採っていた。

モラヴィエツキ首相、次期EU首脳人事に関する臨時欧州理事会に出席【6月30日—7月2日】

6月30日—7月2日、モラヴィエツキ首相はブリュッセルで行われた次期EU首脳人事に関する臨時欧州理事会に出席した。同首相は、欧州理事会議長をミシェル・ベルギー首相、欧州委員長をフォン・デア・ライエン独国防大臣、EU上級代表をポレル・スペイン外相、欧州中央銀行総裁をラガルドIMF専務理事とする次期EU首脳人事案が欧州理事会で合意されたことを受け、ポーランドの目的は達成されたと述べた。

ブワシュチャク国防相、NATO国防相会合に出席【6月25日】

25日、ブワシュチャク国防相はブリュッセルを訪問し、NATO国防相会合に出席した。同国防相は、同会合においてポーランドと米国との交渉状況について説明をするとともに、米国間で合意したドラフスコ・ポモルスキエ(ポーランド北東部)の戦闘訓練センターの創設について合意を得た。また、同会合では、PESCO(常設構造的協力)事業及び欧州防衛基金による財政支援について議論された。

ポーランド軍が主導するV4・EU戦闘群が始動【7月1日】

7月1日から、V4諸国(ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー)が協同でEU戦闘群として即応待機態勢の任務に就いており、本年12月まで、欧州やアフリカでの紛争や危機に対応することとなる。なお、本戦闘群は、ポーランド軍が70%を占め、同国が主導国として編成されている。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下、ポーランドを御訪問【6月27日—7月2日】

6月27日—7月2日、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がポーランドを訪問された。28日、両殿下は無名戦士の墓で御献花になり、その後大統領官邸での歓迎式典、大統領表敬、大統領主催午餐会に臨まれた。両殿下は29日にはクラクフ、30日にはウォヴィチ市を訪問され、各地で地元の人々の歓迎を受けられた。また、両殿下はポーランド御滞在中日本・ポーランド国交樹立100周年記念行事として行われた能公演、ピアノ・コンサート及び大使公邸におけるレセプション

チャプトヴィチ外相のカナダ訪問【7月3日】

3日、カナダを訪問したチャプトヴィチ外相は、トロントで開催されたウクライナの改革支援に関する国際会議に出席した。同外相は、我々は米国と共にウクライナの経済及び政治改革を支持しており、地域に統合された強く安全なウクライナへの関心を共有している旨述べた。また、同外相は、フリーランド・カ

ナダ外相、ヴォルカー米ウクライナ交渉担当特別代表等と会談を行った。

コパチ元首相の欧州議会副議長選出【7月3日】

3日、欧州議会は、コパチ欧州議員（ポーランド元首相）を14名の欧州議会副議長うちの1名として選

出した。同議員は、国内では野党市民プラットフォーム(PO)に所属し、欧州人民党(EPP)より副議長候補として推薦されていた。他方、国政与党「法と正義」(PiS)のクラスノデンプスキ候補は選出されなかった。

治 安 等

ポーランド・リトアニア国境での不法移民の拘束【6月24日】

24日、国境警備隊は、ポーランド・リトアニア国境に面するギベで車両を使って密入国を試みたタジキスタン人4人を拘束した。4人はベラルーシ人の手引きで密入国の試みたとされ、最終目的地はオーストリアであった。

ウツキエ県でのフーリガンの大量摘発【6月27日】

27日、警察及び軍憲兵隊は、ウツキエ県ビエラワ近郊の森林に集まったフーリガン70人以上を摘発した。同集団は、ワルシャワとウッチのサッカー・クラブチームのフーリガンで、敵対するチームのフーリガンと争うために山林に集まったとみられており、ブラスナックル等の凶器を所持していた。同摘発は、周辺住民の通報を受けて実施されたもので、フーリガングループ間で衝突が発生する前に摘発がなされたため、負傷者等は発生しなかった。

公安庁によるインターネット規制に関する情報開示請求【6月27日】

27日、最高裁は、市民団体 e-State Foundations が開示請求していた公安庁(ABW)がアクセス規制しているウェブサイトの数に関し、開示しないとの判決を下した。ABW及び対外諜報庁(AW)は、裁判所の決定に基づき、ウェブサイトに対するアクセス規制を行う権限を有しており、テロ関係ウェブサイト等がアクセス規制の対象になっているとされる。

出入国管理における生体認証の利用拡大に向けた動き【7月2日】

国境警備隊は、欧州委員会、国際移住機関(IOM)、英国及びウクライナの出入管理当局、民間企業と共同で、長距離バスや車両で国境を越える旅行者等を対象とした生体認証システムに関する研究を行っている。同研究は、EUからの資金援助の対象となっており、車両から降りることなく生体認証を用いて個人識別するシステムの研究も進められている。

空港での自動出入国ゲート運用状況【7月2日】

現在、ポーランドではワルシャワ・ショパン空港及びモデリン空港でのみ自動出入国ゲートが運用されており、国境警備隊によれば、生体認証機能付き旅

券もしくは身分証を有するEU及びEEC加盟国の成人のみが同ゲートを使用できる。自動出入国ゲートでは、旅券もしくは身分証を装置にかざし読み込ませることで自動的に出入国審査が行われる。自動出入国管理システムは、国境警備隊のデータベース(SIS II)と接続されており、渡航歴や指名手配の有無に関する情報も照会される。自動出入国ゲートの導入は出入国審査時間の短縮に効果的なため、国境警備隊は同システムの導入拡大を図っている。

ワルシャワでの歩行者死亡事故の増加【7月3日】

ワルシャワ市によれば、2019年上半期のワルシャワ市内での交通事故発生件数(489件)や負傷者数(557人)は過去最低水準にまで減少しているものの、交通事故死亡者数は増加(22人)している。歩行者が交通事故に巻き込まれ死亡する事案が多いとされ、ワルシャワ市は危険な場所で速度超過する運転者への対策として、スピード違反取締りカメラの増設等を進めている。

ワルシャワでの違法薬物密輸業者の摘発【7月4日】

ワルシャワ首都警察は、市内ボラ地区で、エクスターシーなどの違法薬物の密輸に関わった容疑でウクライナ人男性2人、ポーランド人男性1人を拘束した。容疑者は、オランダやフランスから小包等を利用して違法薬物を輸入していたと見られており、ワルシャワでは容疑者が密輸したと見られる大量の薬物が詰められた小包(末端価格65万ズロチ以上)が複数発見されている。

アダモヴィチ・前グダンスク市長刺殺事件に関する動き【7月4日】

検察は、本年1月に発生したチャリティ・コンサート会場におけるアダモヴィチ・前グダンスク市長刺殺事件に関し虚偽の供述を行ったとして、同会場警備責任者のダリウシュ・Sを起訴した。同容疑者は、アダモヴィチ市長を刺殺したステファン・W容疑者がマスコミ用身分証を着用してステージ内に侵入した等の虚偽の供述を行い、捜査を妨害したとされる。

経 済

経済政策

ポーランド、EUの次期産業政策への提案を発表【6月24日】

ポーランドは、EUの次期産業政策に関する提案を発表した。同提案において、ポーランドは、公的支援の欧州経済の技術革新と競争力の強化への活用、e モビリティの開発、水素の活用促進、信頼

性及び倫理性のあるAIの開発支援、欧州の独占防止機関の設立、公正なエネルギー転換基金の設立等を提案。同基金予算については、EU域内排出量取引制度(EU-ETS)及びEU予算からの割当てを想定している。

マクロ経済動向・統計

ムーディーズによるポーランド経済見通し【6月21日】

格付け会社ムーディーズは、同週月曜に発表した報告書において、ポーランドのGDP成長率予測を、2019年は4.2%(前回4.4%)、2020年は3.4%(前回3.7%)と下方修正したが、報告書に含まれていたデータに誤りがあったとして、前回発表時の予測値(2019年は4.4%、2020年は3.7%)から変更はないと訂正した。

は7,430億ズロチ(前年同月比2.7%増)、法人負債は3,882億ズロチ(前年同月比1.1%増)となった。

5月の失業率【6月26日】

中央統計局(GUS)によれば、5月の失業率は5.4%と前月から減少し、5月末時点の登録済み失業者数は906,000人に減少した(4月末時点では938,300人)。

5月のM3マネーサプライ【6月25日】

ポーランド中央銀行によると、5月のM3マネーサプライは前年同月比9.9%増の約1.48兆ズロチとなった。家計預金は約8,389億ズロチ(前年同月比4.1%増)、法人預金は2,806億ズロチ(前年同月比2.3%減)となった。また、家計負債

6月の購買担当者景気指数(PMI)【7月1日】

IHS Markitによると、6月の購買担当者景気指数(PMI)は、48.4ポイントとなり、前月の48.8ポイントより減退した。生産高及び新規受注の減少が進んだ一方、雇用は過去5か月で初めて増加した。

ポーランド産業動向

公共調達法改定に係る動向【6月21日】

21日、エミレヴィチ企業・技術大臣は、公共調達法改正案が閣議決定されたと述べた。本法案により、入札参加企業数の増加、入札価格の競争効果が期待される。同大臣は、入札者と発注者との平等関係を確保し、中小企業の参画機会を増やすと付言した。

発、②水素の利活用、③AIなど新たなEU産業政策に係る提案を行った。EUの公的支援は革新的技術、競争力の向上に使用すべきであり、パリ協定達成のためにエネルギー転換基金の創設・支援や、EUの関心・利益保護を考慮した積極的な通商政策を行うことを要請した。本件に関し、エミレヴィチ企業・技術大臣は、EUを中心に中国・米国との国際的地位を強化することを望むと述べた。

5Gの試験的運用に係る動向【6月24日】

29日～30日、通信事業者Play社は、トルンで5G試験運用を開始した。2019年9月までに6地域で運用予定であり、初の試験運用となる。トルンでは中国の華為技術(Huawei)の技術、ネットワークシステムを使用している。他方、同社は、スウェーデンのエリクソン社との間で、ウッチ及びワルシャワでの試験運用の可能性に関して、交渉・協力も計画している。

ユーロ圏経済における経済失速の懸念【6月25日】

ユーロ圏経済は、高齢化、銀行の不良債権の増加、金融緩和と1990年代(バブル期)の日本経済と類似点が多く見受けられる。当時、日本経済は「失われた10年」と称され経済回復まで時間を要した。蘭総合金融機関INGグループによれば、欧州で低成長、低インフレ、低金利が続けば、金利政策が効かない流動性のわなに陥る可能性があると指摘する。

EUの新たな産業政策を提案【6月24日】

ポーランドは、欧州委に対して①E-mobility の開

米中貿易戦争に関するポーランドへの経済的影響【6月27日】

格付企業フィッチ社は、米国が中国に対して新たに300億規模の関税を課した場合、2020年におけるポーランドのGDP成長率が0.3%程度低下するとの試算を示した。同社はポーランドの2020年GDP成長率を3.5%程度と試算している。

5G関連動向【6月28日】

米国の圧力にもかかわらず、ポーランドを含むEU諸国は、華為技術(Huawei)の5G開発からの排除に関心を示していない。Huawei Polskaのトニー・バオ氏は、同社が5G関連で最も多くの特許を有しており、同社の排除は5G開発計画の深刻な遅れにつながりかねないとしている。ポーランド

政府は米国・中国とも良好な関係を保ちたいと考えており、現在岐路に立たされている。なお、ポーランドは、スウェーデンのエリクソン社とも5Gに係る協力を行っている。

電気自動車関連動向【6月28日】

企業・技術省が発行した報告書によれば、2025年にはポーランドには30万台の電気自動車が普及し、2030年には42万か所の充電所が設置されていると予測されている。ただし、電気モビリティの開発には充電インフラの不足や電気自動車の料金の高さが課題となっている。現在、ポーランドでは一般車1,700万台に対し、電気自動車は6,000台となっている。

エネルギー・環境

ポーランドの電力輸入動向【6月28日】

26日、ポーランドは6か国から2.7GWの電力を輸入し、電力輸入量は過去最高値を記録した。電力企業PSEの報告書によれば、ポーランドの発電所の設備総容量は44.6GW超であるが、故障や風力発電量の減少等により、需要を満たすことが困難な状況である。

再生可能エネルギー関連動向【6月28日】

再生可能エネルギー研究所のヴィジニエフスキ所長は、ポーランドが2020年のEUの目標を達成することは難しいと述べた。政府は再生可能エネ

ルギー法の改正等により、再生可能エネルギーの導入を加速しようとしているが、これらの方策は2020年よりも前に顕著な成果をもたらすことはないと思われる。

国営石油企業 Orlen 社と Lotos 社との事業統合に係る動向【7月3日】

国営石油企業 Orlen 社は、Lotos 社を統合するために欧州委員会に対して、両社の事業統合に伴う市場影響や商取引予測等の内容を記載した正式申請を行った。今後、5~6か月以内に欧州委員会による決定が見込まれる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年7月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド

ド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

閉館時緊急連絡先: +48-22-696-5000(当館代表番号から自動転送されます)

E-mail: cons@wr.mofa.go.jp

●予約方法や必要書類に関するお知らせ

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/ryoujishutchou31wroclaw.pdf>

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字

の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事

【予定】車椅子の選手向け国際フェンシング合宿「東京パラオリンピック2020へ」【7月5日(金)～10日(水)】

コピウカにて、ヴォロミンフェンシング協会主催による『車椅子の選手向け国際フェンシング合宿「東京パラオリンピック2020へ」』が開催されます。日本の選手が参加する予定です。入場料は無料です。

開催場所: コピウカ, Księża Marcina Załuskiego 57

詳細: <https://www.facebook.com/szermierka.wolomin/>

【予定】第10回国際伝統空手道選手権大会【7月6日(土)】

ザモシチにて、ポーランド伝統空手協会主催による『第10回国際伝統空手道選手権大会』が開催されます。入場料は無料です。

開催場所: ザモシチ, ザモシチ市広場

詳細: www.karate.pl

【予定】2019年ポーランド雅楽公演【7月7日(日)及び9日(火)】

クラクフ及びワルシャワにて、公益社団法人北之台雅楽アンサンブル主催による『2019年ポーランド雅楽公演』が開催されます。 <http://kitanodaigagaku.music.coocan.jp/link/home-en.html>

日程:

7月7日(日) 18:00(於:クラクフ)

開催場所: 日本美術技術博物館, ul. Konopnickiej 26

チケット: 30 PLN

詳細: <http://manggha.pl/en/event/kitanodai-gagaku-ensemble-1>

7月9日(火) 19:00(於:ワルシャワ)

開催場所: アジア太平洋博物館, ul. Solec 24

チケット: 20 PLN

詳細:

<http://www.muzeumazji.pl/wydarzenia/kitanodai-gagaku-ensemble-koncert-japonskiej-muzyki-dworskiej/>

【予定】100周年記念シンポジウム【7月8日(月)】

ワルシャワにて、サンケイトラベル及びワルシャワ日本語学校共催による『100周年記念シンポジウム』が開催されます。入場料は無料です。

開催場所：ワルシャワ、ソフィテルホテル、Królewska 11

詳細：<http://wsjj.pl/>

【予定】日本ポーランド現代美術展【7月8日(月)～31日(水)】

ポズナンにて、A-21国際美術展およびポズナン美術大学共催による『日本ポーランド現代美術展』が開催されます。入場料は無料です。

開催場所：ポズナン、Muzeum Archidiecezjalne, Jana Lubrańskiego 1

詳細：www.a21japan-art.de

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)